

## 裁判に対する意識と裁判員制度

法務委員会 専門員

あおき せつこ  
青木 勢津子

裁判所は怖くて行きたくない——私たちにそんな意識が強くあるのではないだろうか。

古代の日本で行われていた裁判の手法に、「盟神探湯（くかたち）」がある。人の真偽正邪を判定するのに、神に誓いを立てさせた後、煮え立つ湯の中を手で探らせ、その手が火傷でただれるかどうかをみる。正しい者はただれず、不正な者はただれるとされる。

江戸時代の訴訟手続は、捜査・裁判・刑罰の決定・執行までを奉行が扱っていた。容疑者の尋問では、角材を並べた上に正座で座らせ膝の上に重い石を積み上げていく「石抱き」という方法があった。すねに角材の角が食い込み、痛さに失神したという。「拷問」とも言えるこのような尋問方法を必要に応じて使って自白を強いる「裁判所」は、怖いところだった。

明治維新直後、法廷はまだ「白洲」と呼ばれていたし、明治6（1873）年の刑事法廷でも、法壇上にいる判事と検事が被告人を見下ろす構造——上から下を取り調べる、江戸時代から続く糾問的構造になっていた。その後、西洋法を継受して刑事司法は近代化していくことになる。それに力を尽くしたのは、法制整備のため明治6年に日本政府の顧問として招聘された、フランスの法学者ボアソナードだった。ボアソナードは偶然、白洲での拷問を目撃し、ショックを受け泣きながら司法省に駆け込み、拷問の廃止を司法卿に直訴した。政府は明治8（1875）年、拷問を用いないように命令を出したが、これは、ボアソナードの功績だった。

時代は流れ、平成21（2009）年、刑事裁判に国民が参加し、国民が裁判官と協働して審理判断に当たる裁判員制度が導入された。刑事司法制度の画期的な改革である。裁判員制度は、施行から12年目に入り、これまで約10万人が裁判員・補充裁判員として実際に刑事裁判に参加してきた。

しかし、裁判員制度開始時から最高裁判所が行っている国民の意識調査では、裁判員として刑事裁判に「義務であっても参加したくない」という回答が継続して約4割ある。裁判所や司法は近づき難い印象がある人は7割を超えていて、その割合に変化がみえない。

一方、実際に裁判員を経験した人に対するアンケートでは、裁判員として裁判に参加したことは「よい経験」と感じた人の割合が、一貫して9割を大きく超えている。「司法は、自分とは別世界の事と思っていたが、そうではないとわかった」と述べる人もいる。

「お上」に裁かれることに慣れていた私たちに、裁判員経験者の声が広く届けば、「裁判所は怖いところではない、裁判は身近だ」と自信をもって答えられるようになるだろうか。国民と裁判の新しい関係が意識に根付くためには、もう少し時間がかかりそうだ。